

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例に
規定する「知事が認める者が証する書類」について

平成 28 年 4 月 1 日
秋田県建設部建築住宅課

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（平成28年秋田県条例第35号。以下「条例」という。）に規定する「知事が認める者が証する書類」（以下「適合証」という。）は次のとおりとする。

- 1 条例第2条第1項第3号、第4号及び別表第3備考前段並びに別表第4備考前段に係る適合証は、次のいずれかのものとする。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下、「法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下、「登録省エネ判定機関」という。）による技術的審査適合証。ただし、平成29年3月31日までに、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関により技術的審査を受け、交付された技術的適合証も認めるものとする。
 - (2) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下、「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（法施行の際現に存する建築物の住宅部分については一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合していること。))の写し。
- 2 条例別表第3備考後段及び別表第4備考後段並びに別表第5に係る適合証は、次のいずれかのものとする。
 - (1) 1(1)に掲げる技術的審査適合証の写し。
 - (2) 登録省エネ判定機関による、法第12条第3項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築基準法第18条第16項に規定する検査済証の写しを含む）。
 - (3) 法第30条に基づき所管行政庁が認定したことを証する性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築基準法第18条第16項に規定する検査済証の写しを含む）。
 - (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条に基づき所管行政庁が認定したことを証する認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築基準法第18条第16項に規定する検査済証の写しを含む）。
 - (5) 住宅品質確保法第5条に規定する登録住宅性能評価機関による同法第6条第3項

に基づく建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表 1 の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 もしくは等級 5（法施行の際現に存する建築物については等級 3 も可）に適合していること）の写し。

- ・平成 28 年 4 月 1 日制定
- ・平成 29 年 4 月 1 日改正